

[地震の対応]

予知型

※ 注意情報発表

前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。

テレビ・ラジオはもちろん市からも広報無線や広報車によって放送されます。

普段から注意情報の放送について子どもに知らせておき、この放送を聞いた時、どうしたらよいか家庭で話合っておきましょう。

※ 注意情報が発表された時

[注意事項]

・ 保育園では、保育を中止します。低年齢児を保育していますので、警戒宣言発令後に保護者の皆様に引渡しを開始したのでは、園児の安全確保が困難なことが予想されますので、お迎えをお願いします。

・ 注意情報が発表された時は、メールを使って連絡させていただきますが、連絡できない場合もありますので、情報を確認し、自主的にお迎えにきてください。

・ 市の広報に注意し、落ち着いて行動してください

※ 警戒宣言発令合図

(サイレン) ○ ———— ○ ———— ○ ———— ○ ————
45 秒なる 15
秒
休
み

(半鐘) ○ ○ — ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ — ○ — ○
五点連投 この繰り返しです。

※警戒宣言が発令された時

[注意事項]

・ 保育園では、保育を中止します。

・ 警戒宣言が出された時は、メールを使つての連絡はできません。

保護者の皆様は、周囲の安全に注意し、直ちに園児のお迎えをお願いします。

・ 交通規制が実施されます。車の利用はなるべく避けてください。

・ 市の広報に注意し、落ち着いて行動してください。

・ 警戒宣言発令中は、全ての学校・幼稚園・保育園は休みになります。

突発型

※大地震が発生した場合

[注意事項]

- ・ 基本的には、警戒宣言が発令された時と同じですが、まず身の安全の確保が大切です。
- ・ 素早く火の始末をしましょう。
- ・ あわてて外に飛び出さないようにしましょう。
- ・ 家庭内でも落下物、転倒物から身を守りましょう。
- ・ デマに迷わせれないように正しい情報を収集しましょう。
- ・ 秩序を守り、衛生に注意しましょう。

[園児が保育園にいる時]

- ・ 保護者は、自身の安全を確保した後、できる限り速やかに園児を迎えに来てください。
- ・ 地割れ、倒壊物等通路の安全性に留意し、徒歩で迎えにきてください。
- ・ どんな場合でも園児を引き取る時は、黙って連れて帰らないでください。
- ・ 園児を引き取る時は、職員に申し出て名簿へのチェック後に連れて帰ってください。
- ・ 保護者以外の方が引き取る場合は、園児との関係、引き取り先を職員に申し出て名簿へのチェック後に連れて帰ってください。
- ・ 都合で直ちに迎えに来れない時は、園児は保育園で保護します。
- ・ 余震、火災、津波、崖崩れ等の危険性により、他への避難すべきと判断された場合は、第二避難所になります。園には、第二次避難場所等の避難先を掲示しますので、落ち着いて確認し、行動してください。

第二避難所

○吉田区民会館

[登・降園の途中で大地震が発生した場合]

- ・ その場から引き返してください。ただし、引き返すことが困難な場合は、保護者の判断により住民の避難行動に準じてください。

[家にいる時]

- ・ 登園しないでください。